

議第117号 呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、川尻福祉センターふれあいの施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に^{かい}応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
1階和室	8:30~12:00	1.2	1,930	2,320
	12:00~17:00	1.2	2,760	3,320
	17:00~21:00	1.2	2,870	3,450
2階ちゅう房・食堂	8:30~12:00	1.2	2,900	3,480
	12:00~17:00	1.2	4,140	4,970
	17:00~21:00	1.2	4,300	5,160
3階多目的ホール	8:30~12:00	1.2	3,220	3,870
	12:00~17:00	1.2	4,600	5,520
	17:00~21:00	1.2	4,780	5,740
3階工作室	8:30~12:00	1.2	970	1,170
	12:00~17:00	1.2	1,380	1,660
	17:00~21:00	1.2	1,430	1,720
3階会議室	8:30~12:00	1.2	640	770
	12:00~17:00	1.2	920	1,110
	17:00~21:00	1.2	960	1,160

3 施行期日

令和2年4月1日